

『概説 改正相続法 平成 30 年民法等改正、遺言書保管法制定』正誤表  
 本書につき誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

【第 1 刷・第 2 刷】

該当箇所	誤	正
18 頁下から 1 行目 ～19 頁 1 行目	差押えをした <u>債権者等</u>	差押えをした <u>抵当権者等</u>
175 頁下から 9 行目	改正法では、原則として、	改正法では、 <u>民法の一部改正に伴う経過措置の原則として、</u>
176 頁 7 行目	このため、経過措置については、原則として旧法主義を採用することとしている。	<p>このため、<u>民法の一部改正に伴う経過措置については、原則として旧法主義を採用することとしている。なお、附則 2 条は、条見出しにあるとおり、民法の一部改正に伴う経過措置の原則を定めたものであり、家事事件手続法の改正部分については適用されない</u>  <u>(注)。</u></p> <p><u>(注) したがって、家事事件手続法 200 条 3 項の規定は、施行日前に開始した相続についても適用される。もともと、特別の寄与に関する審判事件については、実体法上の根拠規定である民法 1050 条が施行日前に開始した相続には適用されない結果、その手続規定を定めた家事事件手続法 216 条の 2 以下の規定も同様に適用がないことになる。</u></p>